



人間として家族を思う気持ちに、正規非正規の差をつけないで

11月16日 賃金交渉では・・・



16日午後には、会計年度任用職員部の独自要求書(裏面参照)を、壮年部、合併五町対策委員会とともに提出し、14時からの総務局長との最終交渉では、会計年度任用職員の重点項目として、「時間外勤務・サービス残業の実態」



「人事評価について」「休暇制度について」を強く発言しました。

11月17日午前1時25分に当局より最終検討結果が示され、2時30分に検討結果を受け入れる、という返答をしました。詳細は赤い日刊情報をご覧ください。

今回の交渉で、これまで提示されたことも含め、会計年度任用職員に関係ある部分は、

- ① 給料表【増額】改定にあたり、正規職員同様に今年4月にさかのぼって月給を改定し増額分はまとめて支給されます。(増額分は1月末支給予定という回答がありましたが、正規職員は12月に支給されることから一日でも早くと要請しています)
- ② 今年度のボーナス(期末手当)も増額されます。
○現在年間2.4月の人→2.45月になったので、12月分が1.2月→1.25月へ
●現在年間1.5月の人→1.55月になったので、12月分が0.75月→0.8月へ
- ③ 来年度からボーナスが 期末手当+勤勉手当 となって 大幅増額となります。
○今回の増額で年間2.45月になった人→年4.5月へ
●今回の増額で年間1.55月になった人→年2.35月へ
- ④ これまでボーナスの支給対象ではなかった、公務員等OBへも、来年度からボーナスが支給されるようになります。
- ⑤ 勤勉手当支給にあたり、勤勉手当の支給対象者は、人事評価が年2回になります。



↑
ここに追加

ここまではすでにお知らせしています。

追加として(2024.4/1より)

- ⑥ 「子の看護休暇」の対象年齢が「小学校3年生まで」に引き上げ
※無給のままなのが悩ましいところですが、共済組合の休業手当金の対象になることがわかりました。また後日詳細お知らせします。
- ⑦ 厚生計画による人間ドック・脳ドックや、県下一周駅伝等に選手として参加する場合など、職務専念義務免除の対象になりました。
※人間ドックなどは、職員課が募集する共済組合(黄色の保険証)のものです。これについては来年度の受診希望の募集締め切りが11/20となっていますが、みなさん申し込みされましたか？
- ⑧ 出生サポート休暇(不妊治療等)が、治療内容を問わず、1年度12日になりました。
- ⑨ 夏季休暇の取得期間が「6月から10月まで」に期間拡充されました。
- ⑩ 35キロ以上の交通用具使用者の通勤手当が、増額されました。(詳細は日刊情報へ)

となりました。

今回の独自要求書は右のとおりです。

休暇制度については、子の看護休暇・短期介護休暇の有給化と拡充・忌引休暇の日数増を、人間として家族を思う気持ちや悲しみに正規と非正規の差があるのか？と問い続けましたが・・・わかっていただけなかったことが、とても残念でした。人として子育てすることや悲しみについてまで差別をされている、このことについては、容認できないので、今後もことあるごとに触れていきます。

結果として、独自要求書の中身については、ほとんど回答がない最終検討結果でしたが、これでめげてはいられません。

1月には正規職員の定数闘争があります。会計年度任用職員は定数という管理の外なので、交渉対象にならないとこれまで当局に言われていますが、会計年度任用職員だけで構成されるような職種など、人の配置をしてほしい職場があることから、要求書を出させてほしいと話をしています。

人数を増やしてほしい、など人の配置に関するものについて、何らかの形で皆さんの声を聞かせていただきたいと思っていますので、よろしくご協力ください。

24 鹿市職労発第 10 号
2023 年 11 月 16 日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市職員労働組合
執行委員長 徳留 克洋
会計年度任用職員部
部長 松下 香苗

要 求 書

貴職におかれましては、地方自治の発展と住民の福祉向上のため、日々ご活躍のことと存じます。

2020 年 4 月に会計年度任用職員制度が導入され 3 年 7 か月が過ぎました。私たち会計年度任用職員は、仕事は年度をまたいで継続しているのに「会計年度」というくりで任用されていることに大きな違和感を持ちながらも、市民サービスの最前線で働いています。

私たちの願いは「働き続けられる鹿児島市の会計年度任用職員制度」です。下記の項目について強く要求いたしますので、貴職におかれましては誠意をもって検討、回答いただけますようお願いいたします。

記

1. 会計年度任用職員の 3 年度目の雇用不安を取り除き、安定して継続した市民サービスを行うためにも、選考によらない再度の任用回数の上限を撤廃し、働き続けられる、会計年度任用職員制度を確立すること。
2. 職務遂行のために、真に必要な勤務時間を調査し、特にサービス残業が横行している職については、フルタイム勤務とすること。
3. 資格必須の専門職も多いことから、職務内容に応じた賃金を設定すること。合わせて、給料の上限を撤廃すること。
4. 労働基準法第 3 条均等待遇の原則のもと、特に休暇・休業制度等について、その種類、日数、有給無給等を正規職員と同様にすること。
5. 会計年度任用職員にチェックオフの制度を導入すること。

以上

鹿児島県本部

臨時非常勤等職員協議会定期総会開催

11/11 に開催された総会には、会計年度任用職員部から 6 人と市職労の笹井副執行委員長総勢 7 人が参加しました。

総会では、前年度の経過報告、今年度の活動方針案などが審議され、今年度の役員に、市職労からは副議長に松下部長、幹事に楠原さんが選出されました。

総会后学習会があり、「自分たちでできる処遇改善の取り組みについて」今回の人事院勧告の話に始まり、仲間づくりについて、自治労本部のオルガナイザー北川啓子さんのお話を聞きました。

参加した方からは、「難しかったけど、詳しく教えてもらえて、よかった」「自分たちが何をしなきゃいけないのか、方向を教えてもらった」などの感想が届きました。

ぜひみなさんも、色々な会に参加して、一歩踏み出してみませんか？



色々なことを知ることは、

自分を守る事にもつながるよ

11/15 に Zoom 開催された「スキルアップ講座」には、会計年度部から 2 人参加。全国から 200 人近くの人に参加し、「賃金」について薩摩川内市の条例等を例に学びました。(アーカイブ配信があるそうです)

他を知ることで、自分たちが置かれている状況の再確認もできます。

今後「12/13 手当について」「1/17 休暇について」「2/23 スキルアップ集会」と続きます。詳細わかりましたらお知らせします。

自宅から参加できますので、ぜひ参加してみてください。

